

第12号議案

豊岡市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 2 月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

政策調整部に地方創生に関する事項を、健康福祉部に少子化対策に関する事項を、環境経済部に定住促進に関する事項をそれぞれ分掌事務として加えるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市事務分掌条例の一部を改正する条例

豊岡市事務分掌条例(平成17年豊岡市条例第6号)の一部を次のように改正する。
第2条第1号中カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 地方創生に関する事項

第2条第5号に次のように加える。

エ 少子化対策に関する事項

第2条第6号に次のように加える。

オ 定住促進に関する事項

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

豊岡市事務分掌条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

政策調整部に地方創生に関する事項を、健康福祉部に少子化対策に関する事項を、環境経済部に定住促進に関する事項をそれぞれ分掌事務として加えること。
(第2条関係)

2 附則

この条例は、平成28年4月1日から施行すること。

豊岡市事務分掌条例新旧対照表

現行	改正後 (案)
(部の事務分掌) 第2条 前条に規定する部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) 政策調整部 ア～エ 略 オ 略 カ 略 (2)～(4) 略 (5) 健康福祉部 ア～ウ 略 (6) 環境経済部 ア～エ 略 (7)～(8) 略	(部の事務分掌) 第2条 前条に規定する部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) 政策調整部 ア～エ 略 オ <u>地方創生に関する事項</u> カ 略 キ 略 (2)～(4) 略 (5) 健康福祉部 ア～ウ 略 エ <u>少子化対策に関する事項</u> (6) 環境経済部 ア～エ 略 オ <u>定住促進に関する事項</u> (7)～(8) 略

第13号議案

豊岡市情報公開条例等の一部を改正する条例制定について

豊岡市情報公開条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

行政不服審査法の改正に伴い、関係条例において用語の修正その他必要な規定の整備を行うため。

豊岡市情報公開条例等の一部を改正する条例

(豊岡市情報公開条例の一部改正)

第1条 豊岡市情報公開条例（平成17年豊岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第19条の次に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第19条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。
第20条を次のように改める。

(審査会への諮問)

第20条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、豊岡市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第21条各号列記以外の部分中「前条」を「前条第1項」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の右に「(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る公開決定等」を「審査請求に係る公文書の公開」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第22条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定」を「裁決」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「棄却する決定」を「棄却する裁決」に改め、同条第2号中「不服申立てに係る公開決定等」を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の決定を「審査請求に係る公開決定等（審査請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決に改める。

(豊岡市行政手続条例の一部改正)

第2条 豊岡市行政手続条例（平成17年豊岡市条例第9号）の一部を次のように改

正する。

第2条第2項中「及び第32条」を「、第32条及び第33条第2項」に改める。

第3条第10号中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

(豊岡市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第3条 豊岡市固定資産評価審査委員会条例（平成17年豊岡市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所又は」の右に「居所若しくは」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の右に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条中第3項を第4項とし、第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第11条第1項中「においては、」の右に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

(豊岡市手数料条例の一部改正)

第4条 豊岡市手数料条例（平成17年豊岡市条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表第1中32の項を33の項とし、31の項の次に次のように加える。

32	行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条 第3項において準用する同法第78条第1項の規 定による書面の写し等の交付	白黒1面につき 10円 カラー1面につき 20円
----	---	-----------------------------

（豊岡市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第5条 豊岡市消防団員等公務災害補償条例（平成17年豊岡市条例第159号）の一部を次のように改正する。

第5条（見出しを含む。）中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

（豊岡市個人情報保護条例の一部改正）

第6条 豊岡市個人情報保護条例（平成17年豊岡市条例第215号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て（第40条—第42条）」を「審査請求（第39条の2—第42条）」に改める。

「第4節 不服申立て」を「第4節 審査請求」に改める。

第4章第4節中第40条の前に次の1条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第39条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

第40条を次のように改める。

（審査会への諮問）

第40条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、豊岡市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合。ただし、当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第41条各号列記以外の部分中「前条」を「前条第1項」に改め、同条第1号中

「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の右に「(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第42条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等」を変更し、当該開示決定等を「審査請求に係る開示決定等(審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)」を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

(豊岡市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第7条 豊岡市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成17年豊岡市条例第216号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第7条第1項及び第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人、参加人」を「審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第8条を次のように改める。

(意見の陳述)

第8条 審査会は、審査請求人又は参加人から申立てがあったときは、当該申立てをした者(以下この条において「申立人」という。)に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述(以下この条において「口頭意見陳述」という。)は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人、参加人及び諮問庁並びに処分庁等(行政不服審査法第4条第1号に規定する処分庁等をいう。第5項において同じ。)を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、申立人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

4 口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件

に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

第9条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第10条を次のように改める。

(提出資料の写しの送付等)

第10条 審査会は、第7条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

第12条中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

3 第3条の規定による改正後の固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項並びに第11条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

豊岡市情報公開条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

行政不服審査法の改正に伴い、次の条例について必要な規定の整備を行うこと。

(1) 豊岡市情報公開条例（平成17年豊岡市条例第7号）

ア 公開決定等に係る審査請求については、審理員による審理手続を定めた行政不服審査法の規定を適用除外とすること。（第19条の2関係）

イ 用語の修正その他必要な規定の整備を行うこと。（第20条、第21条、第22条関係）

(2) 豊岡市行政手続条例（平成17年豊岡市条例第9号）

用語の修正その他必要な規定の整備を行うこと。（第2条、第3条、第19条関係）

(3) 豊岡市固定資産評価審査委員会条例（平成17年豊岡市条例第30号）

ア 審査申出書への記載事項を追加すること。また、審査申出人が法人その他の社団あるいは財団である場合に必要な書類について定めること。（第4条関係）

イ 書面審理における手続に関し、必要な事項を加えること。（第6条関係）

ウ 委員会の決定書の記載事項について定めること。（第11条関係）

(4) 豊岡市手数料条例（平成17年豊岡市条例第62号）

審査請求に係る第三者審議機関へ提出された資料の写し等を関係者が求めた場合の手数料について規定すること。（別表第1関係）

(5) 豊岡市消防団員等公務災害補償条例（平成17年豊岡市条例第159号）

用語の修正を行うこと。（第5条関係）

(6) 豊岡市個人情報保護条例（平成17年豊岡市条例第215号）

ア 開示決定等に係る審査請求については、審理員による審理手続を定めた行政不服審査法の規定を適用除外とすること。（第39条の2関係）

イ 用語の修正その他必要な規定の整備を行うこと。（目次、第40条、第41条、第42条関係）

(7) 豊岡市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年豊岡市条例第216号）

ア 審査会における口頭意見陳述の手続について定めること。（第8条関係）

イ 審査会における提出資料の写しの送付等の手続について定めること。（第10条関係）

ウ 用語の修正その他必要な規定の整備を行うこと。（第1条、第7条、第9条、第12条関係）

2 附則

- (1) この条例は、平成28年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置について定めること。(附則第2項、第3項関係)

豊岡市情報公開条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<u>（審査会への諮問）</u> 第20条 公開決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、豊岡市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。 (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。 (2) 決定で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の一部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第22条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の一部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。 （諮問をした旨の通知） 第21条 前条 の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。 (1) 不服申立人及び参加人 (2) 公開請求者（公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く）	<u>（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）</u> 第19条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。 <u>（審査会への諮問）</u> 第20条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、豊岡市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。 (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合 (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の一部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。） 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。 （諮問をした旨の通知） 第21条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。 (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。） (2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く）

く。) (3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続） 第22条 第16条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。 (1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定 (2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の決定 （第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）	く。) (3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続） 第22条 第16条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。 (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決 (2) 審査請求に係る公開決定等（審査請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）
--	--

豊岡市行政手続条例新旧対照表

現行	改正後 (案)
(定義) 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず、用語の意義は、同項第3号に掲げるものは同項第7号及び第32条において同項第3号中「条例等に基づく行政庁」とあるのは「行政庁」と、同項第4号に掲げるものは第31条において同号中「条例等」とあるのは「法令」とする。 (適用除外) 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。 (1)～(9) 略 (10) 審査請求、異議申立て <u>その他の不服申立て</u>に対する行政庁の裁決、決定その他の処分の手続又は第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導 (11) 略 (聴聞の主宰) 第19条 略 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。 (1)～(3) 略 (4) 前3号に規定する者であつた<u>ことのある者</u> (5)～(6) 略	(定義) 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず、用語の意義は、同項第3号に掲げるものは同項第7号、第32条及び第33条第2項において同項第3号中「条例等に基づく行政庁」とあるのは「行政庁」と、同項第4号に掲げるものは第31条において同号中「条例等」とあるのは「法令」とする。 (適用除外) 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。 (1)～(9) 略 (10) 審査請求、再調査の請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分の手続又は第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導 (11) 略 (聴聞の主宰) 第19条 略 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。 (1)～(3) 略 (4) 前3号に規定する者であつた_____者 (5)～(6) 略

豊岡市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

現行	改正後（案）
(審査の申出) 第4条 略 2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は_____所在地 (2) _____略 (3) _____略 (4) _____略 (5) _____略 3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所_____を記載し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項_____に規定する書面を添付しなければならない。 4～5 略 (書面審理) 第6条 略	(審査の申出) 第4条 略 2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は<u>居所若しくは所在地</u> (2) <u>審査の申出に係る処分の内容</u> (3) <u>略</u> (4) <u>略</u> (5) <u>略</u> 3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は<u>居所</u>を記載し、<u>行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。</u> 4～5 略 6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、<u>書面</u>でその旨を<u>委員会に届け出なければならない。</u> (書面審理) 第6条 略 2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同

項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

3 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対してその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならぬ。

4
監

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

(決定書の作成)

第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければならない。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

2
名

2 委員会、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対してその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならぬ。ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。

3/ 略

(決定書の作成)

第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、
決定書を作成しなければならない。

28

現行		改正後（案）	
別表第1（第2条関係） 総務手数料関係		別表第1（第2条関係） 総務手数料関係	
手数料を徴収する事務		手数料を徴収する事務	
1 ～ 31	略	1 ～ 31	略
32	略	32	行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定による書面の写し等の交付
33	略	33	略

豊岡市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

現行	改正後（案）
(異議申立て) 第5条 市の行う非常勤消防団員、消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置従事者の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、<u>異議申立て</u>をすることができる。	(審査請求) 第5条 市の行う非常勤消防団員、消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置従事者の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、<u>審査請求</u>をすることができる。

豊岡市個人情報保護条例新旧対照表

現行	改正後 (案)
目次 第1章 総則 (第1条・第2条) 第2章 実施機関における個人情報の取扱い (第3条—第9条) 第3章 個人情報ファイル (第10条・第11条) 第4章 開示、訂正及び利用停止 第1節 開示 (第12条—第25条) 第2節 訂正 (第26条—第33条) 第3節 利用停止 (第34条—第39条) 第4節 <u>不服申立て (第40条—第42条)</u> 第5章 雑則 (第43条—第49条) 第6章 罰則 (第50条—第53条) 附則 第4節 <u>不服申立て</u> (審査会への諮問) 第40条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) による不服申立てがあったときは、当	目次 第1章 総則 (第1条・第2条) 第2章 実施機関における個人情報の取扱い (第3条—第9条) 第3章 個人情報ファイル (第10条・第11条) 第4章 開示、訂正及び利用停止 第1節 開示 (第12条—第25条) 第2節 訂正 (第26条—第33条) 第3節 利用停止 (第34条—第39条) 第4節 <u>審査請求 (第39条の2—第42条)</u> 第5章 雑則 (第43条—第49条) 第6章 罰則 (第50条—第53条) 附則 第4節 <u>審査請求</u> (審理員による審理手続に関する規定の適用除外) 第39条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、<u>訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求について</u> <u>は、行政不服審査法 (平成26年法律第88号) 第9条第1項の規定は、適用しない。</u> (審査会への諮問) 第40条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったと

該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、豊岡市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第42条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をするとき。
- (4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

（諮問をした旨の通知）

第41条 前条 の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

きは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、豊岡市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合。ただし、当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。
 - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
 - (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第41条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等 _____ について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。） （第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続） 第42条 第22条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。 (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定 _____ (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等 _____ に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）	(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。） （第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続） 第42条 第22条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決 _____ をする場合について準用する。 (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求 _____ を却下し、又は棄却する裁決 _____ (2) 審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決 _____ （第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）
--	---

豊岡市情報公開・個人情報保護審査会条例新旧対照表

現行	改正後（案）
(設置) 第1条 実施機関からの諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するため、豊岡市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。 (1) 豊岡市情報公開条例（平成17年豊岡市条例第7号）第20条又は豊岡市個人情報保護条例（平成17年豊岡市条例第215号）第40条に規定する<u>不服申立て</u>に関する事項 (2) 略 (審査会の調査権限) 第7条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、<u>不服申立て</u>に係る公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書等又は保有個人情報の開示を求めることができない。 2 略 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、<u>不服申立て</u>に係る公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するように求めることができる。 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、<u>不服申立て</u>に係る事件に関し、<u>不服申立人</u>、<u>参加人</u> 又は諮問庁	(設置) 第1条 実施機関からの諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するため、豊岡市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。 (1) 豊岡市情報公開条例（平成17年豊岡市条例第7号）第20条又は豊岡市個人情報保護条例（平成17年豊岡市条例第215号）第40条に規定する<u>審査請求</u>に関する事項 (2) 略 (審査会の調査権限) 第7条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、<u>審査請求</u>に係る公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書等又は保有個人情報の開示を求めることができない。 2 略 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、<u>審査請求</u>に係る公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するように求めることができる。 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、<u>審査請求</u>に係る事件に関し、<u>審査請求人</u>、<u>参加人</u>（<u>行政不服審査法</u>（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁

(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第8条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに口頭することができる。

(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第8条 審査会は、審査請求人又は参加人から申立てがあったときは、当該申立てをした者(以下この条において「申立人」という。)に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述(以下この条において「口頭意見陳述」という。)は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人、参加人及び諮問庁並びに処分庁等(行政不服審査法第4条第1号に規定する処分庁等という。第5項において同じ。)を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、申立人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに口頭することができる。

4 口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

(意見書等の提出)

第9条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期

(意見書等の提出)

第9条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期

間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧)

第10条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができる。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(答申書の送付等)

第12条 審査会は、不服申立てに係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第10条 審査会は、第7条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)をいう。以下この項及び次項において同じ。)にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面(を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあるとき、認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができる。

3 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(答申書の送付等)

第12条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第14号議案

豊岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例制定について

豊岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 2 月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

不在者投票施設の投票立会人の報酬額並びに短時間従事となる場合の期日前投票所の投票管理者及び不在者投票施設の投票立会人の報酬額について定めるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年豊岡市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表期日前投票所の投票立会人の項の次に次のように加える

不在者投票施設の投票立会人	1 回	10,400円
---------------	-----	---------

別表備考1を次のように改める。

- 1 期日前投票所の投票管理者がその開設時間が正規の開設時間に満たない期日前投票所で従事した場合又は投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人若しくは不在者投票施設の投票立会人の従事した時間が交替その他の事由により正規の従事時間に満たない場合の報酬の額については、この表に定める額の範囲内で選挙管理委員会が市長と協議して定める額とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

豊岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例案要綱

1 改正の内容

報酬の支給対象者に不在者投票施設の投票立会人を加え、その額を1回あたり10,400円とすること。また、期日前投票所の投票管理者が開設時間を短縮した期日前投票所で従事した場合又は不在者投票施設の投票立会人の従事した時間が正規の従事時間に満たない場合の報酬の額については、選挙管理委員会が市長と協議して定める額とすること。(別表関係)

2 附則

この条例は、平成28年4月1日から施行すること。

豊岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行

改正後（案）

別表（第2条関係）	別表（第2条関係）																					
<table><tr><th>職名</th><th colspan="2">報酬の額</th></tr><tr><td>教育委員会委員 ～ 期日前投票所の投票立会人</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>開票立会人 ～ 前各項に掲げる職員以外の特別職に属する非常勤の職員</td><td>略</td><td>略</td></tr></table>	職名	報酬の額		教育委員会委員 ～ 期日前投票所の投票立会人	略	略	開票立会人 ～ 前各項に掲げる職員以外の特別職に属する非常勤の職員	略	略	<table><tr><th>職名</th><th colspan="2">報酬の額</th></tr><tr><td>教育委員会委員 ～ 期日前投票所の投票立会人</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>不在者投票施設の投票立会人</td><td>1回</td><td>10,400円</td></tr><tr><td>開票立会人 ～ 前各項に掲げる職員以外の特別職に属する非常勤の職員</td><td>略</td><td>略</td></tr></table>	職名	報酬の額		教育委員会委員 ～ 期日前投票所の投票立会人	略	略	不在者投票施設の投票立会人	1回	10,400円	開票立会人 ～ 前各項に掲げる職員以外の特別職に属する非常勤の職員	略	略
職名	報酬の額																					
教育委員会委員 ～ 期日前投票所の投票立会人	略	略																				
開票立会人 ～ 前各項に掲げる職員以外の特別職に属する非常勤の職員	略	略																				
職名	報酬の額																					
教育委員会委員 ～ 期日前投票所の投票立会人	略	略																				
不在者投票施設の投票立会人	1回	10,400円																				
開票立会人 ～ 前各項に掲げる職員以外の特別職に属する非常勤の職員	略	略																				
備考	備考																					
1 投票所の投票立会人又は期日前投票所の投票立会人の報酬の額については、立会時間内に交替する場合その他立会時間を短縮する場合においては、その報酬の額の範囲内で選挙管理委員会が市長と協議して定める額とする。	1 期日前投票所の投票管理者がその開設時間が正規の開設時間に満たない期日前投票所で従事した場合又は投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人若しくは不在者投票施設の投票立会人の従事した時間が交替その他の事由により正規の従事時間に満たない場合の報酬の額については、この表に定める額の範囲内で選挙管理委員会が市長と協議して定める額とする。																					
2～4 略	2～4 略																					

第15号議案

豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

地方公務員法の改正に伴い職員の級別標準職務を条例で定めるとともに、人事院勧告に準じて職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を改定するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(豊岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 豊岡市職員の給与に関する条例（平成17年豊岡市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項第1号中「100分の75」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の40」に改める。

附則第14項中「100分の1.125」を「100分の1.275」に、「100分の75」を「100分の85」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200

12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900
13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300
14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600
15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800
16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200
17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000
18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000
19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900
20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700
21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600
22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400
23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200
24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100
25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900
26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400
27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900
28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900

37	196, 000	246, 000	287, 000	332, 200	358, 900	386, 800	431, 100
38	197, 300	247, 400	288, 700	334, 100	360, 200	388, 000	431, 900
39	198, 600	248, 900	290, 500	336, 100	361, 600	389, 200	432, 700
40	199, 900	250, 400	292, 300	338, 000	363, 000	390, 300	433, 500
41	201, 200	251, 800	294, 000	339, 900	364, 300	391, 400	434, 100
42	202, 500	253, 200	295, 700	341, 800	365, 200	392, 600	434, 800
43	203, 800	254, 600	297, 400	343, 600	366, 300	393, 800	435, 500
44	205, 100	256, 000	299, 000	345, 500	367, 400	394, 900	436, 200
45	206, 300	257, 200	300, 700	347, 000	368, 200	395, 600	437, 000
46	207, 600	258, 500	302, 400	348, 400	369, 100	396, 300	437, 800
47	208, 900	259, 900	304, 000	349, 900	370, 000	397, 000	438, 200
48	210, 200	261, 300	305, 700	351, 400	370, 900	397, 700	438, 900
49	211, 300	262, 600	306, 900	353, 000	371, 800	398, 300	439, 400
50	212, 400	263, 700	308, 400	353, 800	372, 600	398, 900	439, 800
51	213, 400	265, 000	309, 900	355, 000	373, 400	399, 400	440, 200
52	214, 500	266, 300	311, 500	356, 000	374, 200	399, 800	440, 600
53	215, 600	267, 400	313, 100	356, 900	374, 900	400, 200	441, 000
54	216, 600	268, 500	314, 700	358, 000	375, 600	400, 500	441, 400
55	217, 500	269, 800	316, 300	358, 900	376, 300	400, 800	441, 800
56	218, 500	271, 100	317, 800	360, 000	377, 000	401, 100	442, 100
57	219, 200	272, 200	319, 300	360, 900	377, 500	401, 400	442, 400
58	220, 100	273, 200	320, 500	361, 600	378, 100	401, 700	442, 800
59	221, 000	274, 300	321, 700	362, 300	378, 700	402, 000	443, 100
60	221, 900	275, 400	322, 900	363, 000	379, 400	402, 300	443, 400
61	222, 600	276, 600	323, 600	363, 400	379, 800	402, 600	443, 700

62	223, 600	277, 600	324, 500	364, 000	380, 500	402, 900	
63	224, 500	278, 500	325, 300	364, 700	381, 100	403, 200	
64	225, 400	279, 500	326, 100	365, 400	381, 700	403, 500	
65	226, 100	280, 300	327, 000	365, 700	382, 100	403, 800	
66	227, 000	281, 200	327, 400	366, 400	382, 700	404, 100	
67	227, 900	281, 900	328, 100	367, 100	383, 300	404, 400	
68	229, 000	282, 800	328, 900	367, 800	383, 900	404, 700	
69	229, 800	283, 800	329, 700	368, 100	384, 300	404, 900	
70	230, 500	284, 600	330, 400	368, 700	384, 800	405, 200	
71	231, 200	285, 400	331, 100	369, 400	385, 300	405, 500	
72	232, 000	286, 200	331, 800	370, 000	385, 900	405, 800	
73	232, 800	287, 000	332, 300	370, 300	386, 200	406, 000	
74	233, 500	287, 500	332, 900	370, 900	386, 600	406, 300	
75	234, 200	287, 900	333, 400	371, 600	387, 000	406, 600	
76	234, 900	288, 400	334, 000	372, 200	387, 400	406, 800	
77	235, 600	288, 500	334, 300	372, 600	387, 700	407, 000	
78	236, 400	288, 900	334, 800	373, 100	388, 000	407, 300	
79	237, 200	289, 100	335, 200	373, 700	388, 300	407, 600	
80	238, 000	289, 500	335, 700	374, 200	388, 600	407, 800	
81	238, 700	289, 700	336, 100	374, 700	388, 800	408, 000	
82	239, 400	289, 900	336, 600	375, 300	389, 100	408, 300	
83	240, 100	290, 300	337, 100	375, 800	389, 400	408, 600	
84	240, 800	290, 600	337, 600	376, 100	389, 600	408, 800	
85	241, 500	290, 900	337, 900	376, 500	389, 800	409, 000	
86	242, 200	291, 200	338, 300	377, 000	390, 100		

	87	242, 900	291, 500	338, 800	377, 400	390, 400		
	88	243, 600	291, 900	339, 200	377, 800	390, 600		
	89	244, 300	292, 200	339, 500	378, 200	390, 800		
	90	244, 800	292, 600	339, 900	378, 700	391, 100		
	91	245, 300	292, 900	340, 400	379, 100	391, 400		
	92	245, 800	293, 300	340, 800	379, 500	391, 600		
	93	246, 100	293, 400	341, 000	379, 800	391, 800		
	94		293, 600	341, 400	380, 100			
	95		294, 000	341, 900	380, 400			
	96		294, 400	342, 300	380, 700			
	97		294, 600	342, 400	381, 000			
	98		294, 900	342, 900	381, 300			
	99		295, 300	343, 300	381, 600			
	100		295, 700	343, 600	381, 900			
	101		295, 900	343, 900	382, 200			
	102		296, 200	344, 300				
	103		296, 600	344, 700				
	104		296, 900	345, 100				
	105		297, 100	345, 600				
	106		297, 400	346, 000				
	107		297, 800	346, 400				
	108		298, 100	346, 800				
	109		298, 300	347, 300				
	110		298, 700	347, 700				
	111		299, 100	348, 000				

	112		299,400	348,300				
	113		299,500	348,800				
	114		299,800	349,300				
	115		300,100	349,800				
	116		300,500	350,300				
	117		300,700	350,800				
	118		300,900	351,300				
	119		301,200	351,800				
	120		301,500	352,300				
	121		301,900	352,800				
	122		302,100	353,300				
	123		302,400	353,800				
	124		302,700	354,300				
	125		303,000	354,800				
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2（第5条関係）

医師職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	243,300	328,600	394,300
	2	245,800	331,600	397,200
	3	248,300	334,500	400,100
	4	250,800	337,600	403,000
	5	253,100	340,300	405,700

6	256, 900	343, 600	408, 400
7	260, 700	346, 800	411, 200
8	264, 500	349, 900	414, 000
9	268, 100	352, 900	416, 600
10	272, 100	355, 900	419, 300
11	276, 100	359, 000	422, 000
12	280, 100	362, 200	424, 700
13	283, 900	365, 300	427, 200
14	287, 900	368, 900	429, 700
15	291, 800	372, 300	432, 100
16	295, 700	376, 000	434, 600
17	299, 500	379, 600	436, 800
18	303, 100	382, 300	439, 200
19	306, 600	385, 100	441, 600
20	310, 200	387, 900	444, 000
21	313, 800	390, 800	446, 000
22	317, 500	393, 400	448, 400
23	321, 000	396, 000	450, 800
24	324, 700	398, 600	453, 100
25	328, 200	400, 900	455, 300
26	331, 000	403, 200	457, 600
27	333, 700	405, 500	459, 800
28	336, 300	407, 800	462, 100
29	339, 100	410, 200	464, 300
30	341, 400	412, 300	466, 600
31	343, 600	414, 300	468, 900
32	346, 000	416, 400	471, 100
33	348, 400	418, 500	473, 100
34	350, 800	420, 500	475, 200
35	353, 100	422, 500	477, 300
36	355, 600	424, 500	479, 400
37	358, 000	426, 600	481, 500
38	360, 400	428, 600	483, 300
39	362, 800	430, 600	485, 100
40	365, 200	432, 600	486, 900

再任用 職員以 外の職 員	41	367,500	434,600	488,600
	42	368,900	436,400	490,400
	43	370,400	438,100	492,200
	44	371,900	439,900	494,000
	45	373,400	441,800	495,600
	46	374,800	443,600	497,300
	47	376,300	445,400	499,100
	48	377,800	447,100	500,900
	49	379,100	448,900	502,500
	50	380,100	450,600	503,800
	51	381,100	452,400	505,100
	52	382,100	454,200	506,400
	53	383,100	456,100	507,700
	54	384,000	457,300	509,000
	55	384,900	458,500	510,300
	56	385,800	459,700	511,600
	57	386,800	460,900	512,600
	58	387,700	461,900	513,400
	59	388,500	462,900	514,200
	60	389,300	463,900	515,000
	61	390,100	464,700	515,900
	62	390,600	465,400	516,700
	63	391,000	466,100	517,600
	64	391,500	466,800	518,400
	65	391,800	467,500	519,300
	66		468,200	520,200
	67		468,900	520,900
	68		469,600	521,800
	69		470,100	522,700
	70		470,800	523,500
	71		471,500	524,400
	72		472,200	525,300
	73		472,600	526,100
	74		473,200	527,000
	75		473,900	527,900

	76		474,600	528,600
	77		475,000	529,400
	78		475,600	530,300
	79		476,200	531,200
	80		476,700	532,100
	81		477,300	532,900
	82		477,800	533,800
	83		478,300	534,700
	84		478,800	535,600
	85		479,200	536,400
	86		479,800	537,300
	87		480,200	538,200
	88		480,700	539,100
	89		481,200	539,900
	90		481,800	
	91		482,400	
	92		482,800	
	93		483,300	
	94		483,900	
	95		484,500	
	96		485,100	
	97		485,600	
再任用 職 員		295,000	337,400	391,800

備考 この表は、医師に適用する。

第2条 豊岡市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「規則で定める」を「別表第3に定めるとおりとする」に改める。

第30条第2項中「(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条」を「(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

第31条第1項中「6箇月以内の期間における」を「直近の」に改め、同条第2項第1号中「100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の37.5」に改める。

附則第14項中「100分の1.275」を「100分の1.2」に、「100分の85」を「100分の80」に改める。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第5条関係）

ア 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1 級	1 主事、技師、水質検査員若しくは環境のまちづくり専門員の職務又は規則で定める職務 2 司書、学芸員、保育士、保育教諭、保健師、看護師、栄養士、臨床心理士若しくは教諭の職務又は規則で定める職務 3 消防士の職務又は規則で定める職務
2 級	1 経験を必要とする業務を行う主事、技師、水質検査員若しくは環境のまちづくり専門員の職務又は規則で定める職務 2 経験を必要とする業務を行う司書、学芸員、保育士、保育教諭、保健師、看護師、栄養士、臨床心理士若しくは教諭の職務又は規則で定める職務 3 消防士長、消防副士長若しくは経験を必要とする業務を行う消防士の職務又は規則で定める職務
3 級	1 主任、指導主事若しくは社会教育主事の職務又は規則で定める職務 2 経験を必要とする業務を行う消防士長、消防副士長の職務又は規則で定める職務 3 係長、保健師長、所長（係に相当する所の長をいう。）、副所長（課に属する所の副所長をいう。）、副館長、館長補佐、主査若しくは園長補佐の職務又は規則で定める職務 4 消防署の出張所長補佐又は規則で定める職務
4 級	1 課長補佐（課に相当する室にあつては、室長補佐）、室長（課に属する室の長をいう。）、次長、主幹、政策調整主幹、技術主幹、所長（課に属する所の長をいう。）、館長若しくは園長の職務又は規則で定める職務 2 相当の経験を必要とし、かつ課長補佐に準じる職務を分掌する係長、保健師長、所長（係に相当する所の長をいう。）、副所長（課に属する所の副所長をいう。）、副館長、館長補佐、主査若しくは園長補佐の職務又は規則で定める職務 3 消防署の当務司令若しくは出張所長の職務又は規則で定める職務

5 級	1 課長、室長（課に相当する室の長をいう。）、所長（課に相当する所の長をいう。）若しくは参事の職務又は規則で定める職務 2 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長若しくは議会事務局次長の職務又は規則で定める職務 3 消防署の副署長若しくは分署長の職務又は規則で定める職務
6 級	1 部次長の職務又は規則で定める職務 2 相当の経験を必要とし、かつ、部次長に準じる職務を分掌する課長、室長（課に相当する室の長をいう。）、所長（課に相当する所の長をいう。）若しくは参事の職務又は規則で定める職務 3 相当の経験を必要とし、かつ、部次長に準じる職務を分掌する選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長若しくは議会事務局次長の職務又は規則で定める職務 4 消防本部の次長、参事若しくは消防署長の職務又は規則で定める職務
7 級	1 技監、部長、防災監、振興局長若しくは部参事の職務又は規則で定める職務 2 教育次長若しくは議会事務局長の職務又は規則で定める職務 3 消防長の職務又は規則で定める職務

イ 医師職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1 級	医師の職務
2 級	医長の職務
3 級	診療所長の職務

（豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊岡市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000

5	607,000
6	709,000
7	829,000

第9条第2項中「100分の155」を「100分の160」に改める。

第4条 豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の160」を「100分の157.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の豊岡市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は平成27年4月1日から、改正後の給与条例第31条第2項第1号及び附則第14項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の豊岡市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(市長への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

(1) 豊岡市職員の給与に関する条例（第1条関係）

ア 平成27年12月期の勤勉手当について、支給割合を100分の75から100分の85に改めること。また、これに伴い再任用職員等の支給割合等を改めること。

（第31条、附則第14項関係）

イ 行政職給料表について、平成27年度の給料月額を引き上げること。（別表第1関係）

ウ 医師職給料表について、平成27年度の給料月額を引き上げること。（別表第2関係）

(2) 豊岡市職員の給与に関する条例（第2条関係）

ア 職員の級別標準職務を別表において定めること。（第5条、別表第3関係）

イ 平成28年6月期以降の勤勉手当について、支給割合を100分の85から100分の80に改めること。また、これに伴い再任用職員等の支給割合等を改めること。（第31条、附則第14項関係）

(3) 豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第3条関係）

ア 特定任期付職員の平成27年度の給料月額を引き上げること。（第7条関係）

イ 特定任期付職員の平成27年12月期の期末手当について、支給割合を100分の155から100分の160に改めること。（第9条関係）

(4) 豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第4条関係）

特定任期付職員の平成28年6月期以降の期末手当について、支給割合を100分の160から100分の157.5に改めること。（第9条関係）

2 附則

(1) この条例は、公布の日から施行すること。ただし、1(2)及び1(4)の改正規定は、平成28年4月1日から施行すること。（改正条例附則第1項関係）

(2) 1(1)の給料表に係る改正規定は平成27年4月1日から、勤勉手当に係る改正規定は平成27年12月1日から適用すること。（改正条例附則第2項関係）

(3) この条例の施行に関し必要な経過措置等を定めること。（改正条例附則第3項、第4項関係）

豊岡市職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
(勤勉手当) 第31条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の75</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の35</u>を乗じて得た額の総額 (3)～(5) 略 附 則 1～13 略 14 附則第11項の規定が適用される間、第31条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の1.125</u>を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の75</u>を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。	(勤勉手当) 第31条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の85</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の40</u>を乗じて得た額の総額 (3)～(5) 略 附 則 1～13 略 14 附則第11項の規定が適用される間、第31条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の1.275</u>を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の85</u>を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
職員の区分	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任	円	円	円	円	円	円	円
1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100
2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700
3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200
4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800
5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900
6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400
7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800
8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300
9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800
10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500
11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100
12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800
13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200
14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500
15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
職員の区分	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任	円	円	円	円	円	円	円
1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300
2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900
3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400
4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000
5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100
6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600
7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900
8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400
9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900
10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600
11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200
12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900
13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300
14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600
15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800

16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100
17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900
18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900
19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800
20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600
21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500
22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300
23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100
24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000
25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800
26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300
27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800
28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400
29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000
30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300
31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600
32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800
33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000
34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300
35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600
36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800
37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000
38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800
39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600
40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400

16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200
17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000
18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000
19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900
20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700
21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600
22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400
23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200
24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100
25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900
26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400
27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900
28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500

41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000
42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700
43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100
45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800	
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100	
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400	
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700	

41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800	

66	225, 500	280, 000	326, 300	365, 300	381, 600	403, 000	
67	226, 500	280, 800	327, 000	366, 000	382, 200	403, 300	
68	227, 600	281, 700	327, 800	366, 700	382, 800	403, 600	
69	228, 400	282, 700	328, 600	367, 000	383, 200	403, 800	
70	229, 200	283, 500	329, 300	367, 600	383, 700	404, 100	
71	230, 000	284, 300	330, 000	368, 300	384, 200	404, 400	
72	230, 800	285, 100	330, 700	368, 900	384, 800	404, 700	
73	231, 600	285, 900	331, 200	369, 200	385, 100	404, 900	
74	232, 300	286, 400	331, 800	369, 800	385, 500	405, 200	
75	233, 000	286, 800	332, 300	370, 500	385, 900	405, 500	
76	233, 700	287, 300	332, 900	371, 100	386, 300	405, 700	
77	234, 400	287, 400	333, 200	371, 500	386, 600	405, 900	
78	235, 200	287, 800	333, 700	372, 000	386, 900	406, 200	
79	236, 000	288, 000	334, 100	372, 600	387, 200	406, 500	
80	236, 800	288, 400	334, 600	373, 100	387, 500	406, 700	
81	237, 500	288, 600	335, 000	373, 600	387, 700	406, 900	
82	238, 200	288, 800	335, 500	374, 200	388, 000	407, 200	
83	238, 900	289, 200	336, 000	374, 700	388, 300	407, 500	
84	239, 600	289, 500	336, 500	375, 000	388, 500	407, 700	
85	240, 300	289, 800	336, 800	375, 400	388, 700	407, 900	
86	241, 000	290, 100	337, 200	375, 900	389, 000		
87	241, 700	290, 400	337, 700	376, 300	389, 300		
88	242, 400	290, 800	338, 100	376, 700	389, 500		
89	243, 100	291, 100	338, 400	377, 100	389, 700		
90	243, 600	291, 500	338, 800	377, 600	390, 000		

66	227, 000	281, 200	327, 400	366, 400	382, 700	404, 100	
67	227, 900	281, 900	328, 100	367, 100	383, 300	404, 400	
68	229, 000	282, 800	328, 900	367, 800	383, 900	404, 700	
69	229, 800	283, 800	329, 700	368, 100	384, 300	404, 900	
70	230, 500	284, 600	330, 400	368, 700	384, 800	405, 200	
71	231, 200	285, 400	331, 100	369, 400	385, 300	405, 500	
72	232, 000	286, 200	331, 800	370, 000	385, 900	405, 800	
73	232, 800	287, 000	332, 300	370, 300	386, 200	406, 000	
74	233, 500	287, 500	332, 900	370, 900	386, 600	406, 300	
75	234, 200	287, 900	333, 400	371, 600	387, 000	406, 600	
76	234, 900	288, 400	334, 000	372, 200	387, 400	406, 800	
77	235, 600	288, 500	334, 300	372, 600	387, 700	407, 000	
78	236, 400	288, 900	334, 800	373, 100	388, 000	407, 300	
79	237, 200	289, 100	335, 200	373, 700	388, 300	407, 600	
80	238, 000	289, 500	335, 700	374, 200	388, 600	407, 800	
81	238, 700	289, 700	336, 100	374, 700	388, 800	408, 000	
82	239, 400	289, 900	336, 600	375, 300	389, 100	408, 300	
83	240, 100	290, 300	337, 100	375, 800	389, 400	408, 600	
84	240, 800	290, 600	337, 600	376, 100	389, 600	408, 800	
85	241, 500	290, 900	337, 900	376, 500	389, 800	409, 000	
86	242, 200	291, 200	338, 300	377, 000	390, 100		
87	242, 900	291, 500	338, 800	377, 400	390, 400		
88	243, 600	291, 900	339, 200	377, 800	390, 600		
89	244, 300	292, 200	339, 500	378, 200	390, 800		
90	244, 800	292, 600	339, 900	378, 700	391, 100		

91	244, 100	291, 800	339, 300	378, 000	390, 300		
92	244, 600	292, 200	339, 700	378, 400	390, 500		
93	244, 900	292, 300	339, 900	378, 700	390, 700		
94		292, 500	340, 300	379, 000			
95		292, 900	340, 800	379, 300			
96		293, 300	341, 200	379, 600			
97		293, 500	341, 300	379, 900			
98		293, 800	341, 800	380, 200			
99		294, 200	342, 200	380, 500			
100		294, 600	342, 500	380, 800			
101		294, 800	342, 800	381, 100			
102		295, 100	343, 200				
103		295, 500	343, 600				
104		295, 800	344, 000				
105		296, 000	344, 500				
106		296, 300	344, 900				
107		296, 700	345, 300				
108		297, 000	345, 700				
109		297, 200	346, 200				
110		297, 600	346, 600				
111		298, 000	346, 900				
112		298, 300	347, 200				
113		298, 400	347, 700				
114		298, 700	348, 200				
115		299, 000	348, 700				

91	245, 300	292, 900	340, 400	379, 100	391, 400		
92	245, 800	293, 300	340, 800	379, 500	391, 600		
93	246, 100	293, 400	341, 000	379, 800	391, 800		
94		293, 600	341, 400	380, 100			
95		294, 000	341, 900	380, 400			
96		294, 400	342, 300	380, 700			
97		294, 600	342, 400	381, 000			
98		294, 900	342, 900	381, 300			
99		295, 300	343, 300	381, 600			
100		295, 700	343, 600	381, 900			
101		295, 900	343, 900	382, 200			
102		296, 200	344, 300				
103		296, 600	344, 700				
104		296, 900	345, 100				
105		297, 100	345, 600				
106		297, 400	346, 000				
107		297, 800	346, 400				
108		298, 100	346, 800				
109		298, 300	347, 300				
110		298, 700	347, 700				
111		299, 100	348, 000				
112		299, 400	348, 300				
113		299, 500	348, 800				
114		299, 800	349, 300				
115		300, 100	349, 800				

116		299,400	349,200			
117		299,600	349,700			
118		299,800	350,200			
119		300,100	350,700			
120		300,400	351,200			
121		300,800	351,700			
122		301,000	352,200			
123		301,300	352,700			
124		301,600	353,200			
125		301,900	353,700			
再任用職員	185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800
						354,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2（第5条関係）

医師職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
再任用職員	1	円 240,100	円 325,700	円 392,600
員以	2	242,600	328,800	395,500

116		300,500	350,300			
117		300,700	350,800			
118		300,900	351,300			
119		301,200	351,800			
120		301,500	352,300			
121		301,900	352,800			
122		302,100	353,300			
123		302,400	353,800			
124		302,700	354,300			
125		303,000	354,800			
再任用職員	186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900
						355,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2（第5条関係）

医師職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
再任用職員	1	円 243,300	円 328,600	円 394,300
員以	2	245,800	331,600	397,200

外の 職員	3	245,100	331,900	398,400
	4	247,600	335,000	401,300
	5	249,900	337,800	404,000
	6	253,700	341,100	406,800
	7	257,500	344,400	409,600
	8	261,300	347,700	412,400
	9	264,900	350,700	415,000
	10	268,900	353,900	417,700
	11	272,900	357,100	420,400
	12	276,900	360,300	423,100
	13	280,700	363,400	425,600
	14	284,700	367,100	428,100
	15	288,700	370,700	430,500
	16	292,700	374,400	433,000
	17	296,500	378,000	435,200
	18	300,100	380,700	437,600
	19	303,700	383,500	440,000
	20	307,300	386,300	442,400
	21	311,000	389,200	444,500
	22	314,800	391,800	446,900
	23	318,500	394,400	449,300
	24	322,200	397,000	451,600
	25	325,800	399,400	453,800
	26	328,600	401,700	456,100
	27	331,400	404,000	458,400
外の 職員	3	248,300	334,500	400,100
	4	250,800	337,600	403,000
	5	253,100	340,300	405,700
	6	256,900	343,600	408,400
	7	260,700	346,800	411,200
	8	264,500	349,900	414,000
	9	268,100	352,900	416,600
	10	272,100	355,900	419,300
	11	276,100	359,000	422,000
	12	280,100	362,200	424,700
	13	283,900	365,300	427,200
	14	287,900	368,900	429,700
	15	291,800	372,300	432,100
	16	295,700	376,000	434,600
	17	299,500	379,600	436,800
	18	303,100	382,300	439,200
	19	306,600	385,100	441,600
	20	310,200	387,900	444,000
	21	313,800	390,800	446,000
	22	317,500	393,400	448,400
	23	321,000	396,000	450,800
	24	324,700	398,600	453,100
	25	328,200	400,900	455,300
	26	331,000	403,200	457,600
	27	333,700	405,500	459,800

28	334,200	406,300	460,700
29	337,000	408,700	462,900
30	339,400	410,800	465,200
31	341,800	412,800	467,500
32	344,200	414,900	469,800
33	346,600	417,000	471,800
34	349,100	419,000	473,900
35	351,500	421,000	476,000
36	354,000	423,000	478,100
37	356,400	425,100	480,200
38	358,800	427,100	482,000
39	361,200	429,100	483,800
40	363,600	431,100	485,600
41	365,900	433,100	487,300
42	367,400	434,900	489,100
43	368,900	436,700	490,900
44	370,400	438,500	492,700
45	371,900	440,400	494,300
46	373,300	442,200	496,000
47	374,800	444,000	497,800
48	376,300	445,800	499,600
49	377,600	447,600	501,200
50	378,600	449,300	502,500
51	379,600	451,100	503,800
52	380,600	452,900	505,100

28	336,300	407,800	462,100
29	339,100	410,200	464,300
30	341,400	412,300	466,600
31	343,600	414,300	468,900
32	346,000	416,400	471,100
33	348,400	418,500	473,100
34	350,800	420,500	475,200
35	353,100	422,500	477,300
36	355,600	424,500	479,400
37	358,000	426,600	481,500
38	360,400	428,600	483,300
39	362,800	430,600	485,100
40	365,200	432,600	486,900
41	367,500	434,600	488,600
42	368,900	436,400	490,400
43	370,400	438,100	492,200
44	371,900	439,900	494,000
45	373,400	441,800	495,600
46	374,800	443,600	497,300
47	376,300	445,400	499,100
48	377,800	447,100	500,900
49	379,100	448,900	502,500
50	380,100	450,600	503,800
51	381,100	452,400	505,100
52	382,100	454,200	506,400

53	381,600	454,800	506,400
54	382,500	456,000	507,700
55	383,400	457,200	509,000
56	384,300	458,400	510,300
57	385,300	459,600	511,300
58	386,200	460,600	512,100
59	387,000	461,600	512,900
60	387,900	462,600	513,700
61	388,700	463,400	514,600
62	389,200	464,100	515,400
63	389,700	464,800	516,300
64	390,200	465,500	517,100
65	390,500	466,200	518,000
66		466,900	518,900
67		467,600	519,600
68		468,300	520,500
69		468,800	521,400
70		469,500	522,200
71		470,200	523,100
72		470,900	524,000
73		471,300	524,800
74		471,900	525,700
75		472,600	526,600
76		473,300	527,300
77		473,700	528,100

53	383,100	456,100	507,700
54	384,000	457,300	509,000
55	384,900	458,500	510,300
56	385,800	459,700	511,600
57	386,800	460,900	512,600
58	387,700	461,900	513,400
59	388,500	462,900	514,200
60	389,300	463,900	515,000
61	390,100	464,700	515,900
62	390,600	465,400	516,700
63	391,000	466,100	517,600
64	391,500	466,800	518,400
65	391,800	467,500	519,300
66		468,200	520,200
67		468,900	520,900
68		469,600	521,800
69		470,100	522,700
70		470,800	523,500
71		471,500	524,400
72		472,200	525,300
73		472,600	526,100
74		473,200	527,000
75		473,900	527,900
76		474,600	528,600
77		475,000	529,400

78	474,300	529,000
79	474,900	529,900
80	475,400	530,800
81	476,000	531,600
82	476,500	532,500
83	477,000	533,400
84	477,500	534,300
85	477,900	535,100
86	478,500	536,000
87	478,900	536,900
88	479,400	537,800
89	479,900	538,600
90	480,500	
91	481,100	
92	481,500	
93	482,000	
94	482,600	
95	483,200	
96	483,800	
97	484,300	
再任用職員	293,800	390,600

備考 この表は、医師に適用する。

78	475,600	530,300
79	476,200	531,200
80	476,700	532,100
81	477,300	532,900
82	477,800	533,800
83	478,300	534,700
84	478,800	535,600
85	479,200	536,400
86	479,800	537,300
87	480,200	538,200
88	480,700	539,100
89	481,200	539,900
90	481,800	
91	482,400	
92	482,800	
93	483,300	
94	483,900	
95	484,500	
96	485,100	
97	485,600	
再任用職員	295,000	391,800

備考 この表は、医師に適用する。

豊岡市職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
(給料表) 第5条 略 2 職員の職務は、給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、<u>規則で定める</u>。 3～5 略 (期末手当) 第30条 略 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差し処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条に規定する期間が経過した後において</u>は、当該一時差し処分後の事情の変化を理由に、当該一時差し処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。 3～6 略 (勤勉手当) 第31条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第11項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前<u>6箇月以内の期間</u>におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれの基準日から起算して30日を超えない範囲内において、規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）について	(給料表) 第5条 略 2 職員の職務は、給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、<u>別表第3に定めるとおりとする。</u> 3～5 略 (期末手当) 第30条 略 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差し処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文</u>に規定する期間が経過した後において は、当該一時差し処分後の事情の変化を理由に、当該一時差し処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。 3～6 略 (勤勉手当) 第31条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第11項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前<u>直近の</u> <u>その者の勤務成績に</u>応じて、それぞれの基準日から起算して30日を超えない範囲内において、規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）について
も、同様とする。	も、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の85</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の40</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略 附 則 1～13 略 14 附則第11項の規定が適用される間、第31条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の1.275</u>を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の85</u>を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。 15～19 略	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の80</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の37.5</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略 附 則 1～13 略 14 附則第11項の規定が適用される間、第31条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の1.2</u>を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の80</u>を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。 15～19 略				
別表第3（第5条関係） ア 行政職給料表級別標準職務表 <table border="1"> <tr> <td>職務の級</td><td>標準職務</td></tr> </table>	職務の級	標準職務	別表第3（第5条関係） ア 行政職給料表級別標準職務表 <table border="1"> <tr> <td>職務の級</td><td>標準職務</td></tr> </table>	職務の級	標準職務
職務の級	標準職務				
職務の級	標準職務				

1 級	1 主事、技師、水質検査員若しくは環境のまちづくり専門員の職務又は規則で定める職務 2 司書、学芸員、保育士、保育教諭、保健師、看護師、栄養士、臨床心理士若しくは教諭の職務又は規則で定める職務 3 消防士の職務又は規則で定める職務
2 級	1 経験が必要とする業務を行う主事、技師、水質検査員若しくは環境のまちづくり専門員の職務又は規則で定める職務 2 経験が必要とする業務を行う司書、学芸員、保育士、保育教諭、保健師、看護師、栄養士、臨床心理士若しくは教諭の職務又は規則で定める職務 3 消防士長、消防副士長若しくは経験を必要とする業務を行う消防士の職務又は規則で定める職務
3 級	1 主任、指導主事若しくは社会教育主事の職務又は規則で定める職務 2 経験を必要とする業務を行う消防士長、消防副士長の職務又は規則で定める職務 3 係長、保健師長、所長（係に相当する所の長をいう。）、副所長（課に属する所の副所長をいう。）、副館長、館長補佐、主査若しくは園長補佐の職務又は規則で定める職務

	<u>は規則で定める職務</u> 4 <u>消防署の出張所長補佐又は規則で定める職務</u> 1 <u>課長補佐（課に相当する室にあっては、室長補佐）、室長（課に属する室の長をいう。）、次長、主幹、政策調整主幹、技術主幹、所長（課に属する所の長をいう。）、館長若しくは園長の職務又は規則で定める職務</u> 2 <u>相当の経験を必要とし、かつ課長補佐に準じる職務を分掌する係長、保健師長、所長（係に相当する所の長をいう。）、副所長（課に属する所の副所長をいう。）、副館長、館長補佐、主査若しくは園長補佐の職務又は規則で定める職務</u> 3 <u>消防署の当務司令若しくは出張所長の職務又は規則で定める職務</u>
4級	
5級	1 <u>課長、室長（課に相当する室の長をいう。）、所長（課に相当する所の長をいう。）若しくは参事の職務又は規則で定める職務</u> 2 <u>選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長若しくは議会事務局次長の職務又は規則で定める職務</u> 3 <u>消防署の副署長若しくは分署長の職務又は規則で定める職務</u>

<u>6級</u>	1 <u>部次長の職務又は規則で定める職務</u>
	2 <u>相当の経験を必要とし、かつ、部次長に準じる職務を分掌する課長、室長（課に相当する室の長をいう。）</u> 、 <u>所長（課に相当する所の長をいう。）</u> 若しくは <u>参事の職務又は規則で定める職務</u>
	3 <u>相当の経験を必要とし、かつ、部次長に準じる職務を分掌する選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長若しくは議会事務局次長の職務又は規則で定める職務</u>
	4 <u>消防本部の次長、参事若しくは消防署長の職務又は規則で定める職務</u>
<u>7級</u>	1 <u>技監、部長、防災監、振興局長若しくは部参事の職務又は規則で定める職務</u>
	2 <u>教育次長若しくは議会事務局長の職務又は規則で定める職務</u>
	3 <u>消防長の職務又は規則で定める職務</u>

イ 医師職給料表級別標準職務表

<u>職務の級</u>	<u>標準職務</u>
<u>1級</u>	<u>医師の職務</u>
<u>2級</u>	<u>医長の職務</u>
<u>3級</u>	<u>診療所長の職務</u>

豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

現行	改正後（案）																																
（特定任期付職員の給与に関する特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員、技能職員及び労務職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>370,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>418,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>470,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>531,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>606,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>708,000</td></tr> <tr><td>7</td><td>828,000</td></tr> </tbody> </table> 2～5 略 （給与条例の適用除外等） 第9条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第26条、第27条第1項及び第28条第2項の規定の適用については、給与条例第26条及び第27条第1項中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊岡市条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、	号給	給料月額	1	370,000	2	418,000	3	470,000	4	531,000	5	606,000	6	708,000	7	828,000	（特定任期付職員の給与に関する特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員、技能職員及び労務職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>371,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>419,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>471,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>532,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>607,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>709,000</td></tr> <tr><td>7</td><td>829,000</td></tr> </tbody> </table> 2～5 略 （給与条例の適用除外等） 第9条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第26条、第27条第1項及び第28条第2項の規定の適用については、給与条例第26条及び第27条第1項中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊岡市条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、	号給	給料月額	1	371,000	2	419,000	3	471,000	4	532,000	5	607,000	6	709,000	7	829,000
号給	給料月額																																
1	370,000																																
2	418,000																																
3	470,000																																
4	531,000																																
5	606,000																																
6	708,000																																
7	828,000																																
号給	給料月額																																
1	371,000																																
2	419,000																																
3	471,000																																
4	532,000																																
5	607,000																																
6	709,000																																
7	829,000																																

給与条例第28条第2項中「、6月に支給する場合には100分の12 2.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「<u>100 分の155</u>」とする。	給与条例第28条第2項中「、6月に支給する場合には100分の12 2.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「<u>100 分の160</u>」とする
--	---

豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第4条関係）

現行	改正後（案）
（給与条例の適用除外等） 第9条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第26条、第27条第1項及び第28条第2項の規定の適用については、給与条例第26条及び第27条第1項中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊岡市条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第28条第2項中「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「<u>100分の160</u>」とする。	（給与条例の適用除外等） 第9条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第26条、第27条第1項及び第28条第2項の規定の適用については、給与条例第26条及び第27条第1項中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊岡市条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第28条第2項中「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。

第16号議案

豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定に
ついて

豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

市長等の期末手当の支給割合を改定するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年豊岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項の表12月1日の項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に、「100分の170」を「100分の178」に、「100分の127.5」を「100分の133.5」に、「100分の63.75」を「100分の66.75」に改める。

第2条 豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項の表6月1日の項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の158」を「100分の162」に、「100分の118.5」を「100分の121.5」に、「100分の59.25」を「100分の60.75」に改め、同表12月1日の項中「100分の222.5」を「100分の217.5」に、「100分の178」を「100分の174」に、「100分の133.5」を「100分の130.5」に、「100分の66.75」を「100分の65.25」に改める。

附 則

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例第3条第3項の規定は、平成27年12月1日から適用する。

豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

(1) 豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例（第1条関係）

平成27年12月期の期末手当について、満額の支給割合を100分の212.5から100分の222.5に改めるとともに、在職期間に応じたその他の支給割合についても改めること。（第3条関係）

(2) 豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例（第2条関係）

平成28年度以降に支給する期末手当について、6月期の満額の支給割合を100分の197.5から100分の202.5に、12月期の満額の支給割合を100分の222.5から100分の217.5に改めるとともに、在職期間に応じたその他の支給割合についても改めること。（第3条関係）

2 附則

(1) この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行すること。（附則第1項関係）

(2) 第1条の規定による改正後の条例第3条第3項の規定は、平成27年12月1日から適用すること。（附則第2項関係）

豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後（案）

第3条 略

2 略

3 市長等の期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、市長等の当該基準日以前6箇月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

基準日	在職期間			
	6箇月	5箇月以上6箇月未満	3箇月以上5箇月未満	3箇月未満
6月1日	100分の197.5	100分の158	100分の118.5	100分の59.25
12月1日	100分の222.5	100分の178	100分の133.5	100分の66.75

4 略

現行

第3条 略

2 略

3 市長等の期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、市長等の当該基準日以前6箇月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

基準日	在職期間			
	6箇月	5箇月以上6箇月未満	3箇月以上5箇月未満	3箇月未満
6月1日	100分の197.5	100分の158	100分の118.5	100分の59.25
12月1日	100分の212.5	100分の170	100分の127.5	100分の63.75

4 略

豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行

第3条 略

2 略

3 市長等の期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、市長等の当該基準日以前6箇月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

改正後（案）

第3条 略

2 略

3 市長等の期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、市長等の当該基準日以前6箇月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

基準日	在職期間		
	6箇月	5箇月以上6箇月未満	3箇月未満
6月1日	100分の197.5	100分の158	100分の118.5
12月1日	100分の222.5	100分の178	100分の133.5

4 略

第17号議案

豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

地方公務員法の改正に伴い、所要の規定の整理を行うため。

豊岡市条例第 号

豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年豊岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

地方公務員法の改正に伴い、引用する条項を改めること。(第1条関係)

2 附則

この条例は、平成28年4月1日から施行すること。

豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。